

公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の
判断結果について

近運自二公示第5号

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために
監督上必要となる措置等の実施について」（平成27年1月26日付け近運自
二公示第22号・近運自監公示第9号）に基づき、一般乗用旅客自動車運送事
業の需給状況の判断結果を下記のとおり公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和6年4月30日

近畿運輸局長 日笠 弥三郎



記

令和5年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	令和4年度末 車両数 (両)	増加可能車両 数 (両)
大阪府	大阪市域	7,493	12,450	▲4,957
	北 摂	408	689	▲281
	河 北	393	777	▲384
	河 南	104	153	▲49
	河 南 B	86	136	▲50
京都府	京都市域	3,259	5,778	▲2,519
兵庫県	神戸市域	2,555	4,837	▲2,282
	東播磨	226	561	▲335
	姫路・西播磨	423	800	▲377
奈良県	奈良市域	177	325	▲148
	生 駒	71	147	▲76
	中 部	87	166	▲79
滋賀県	大津市域	179	328	▲149
	湖 南	147	267	▲120
	中 部	51	131	▲80
	湖 東	44	112	▲68
	湖 北	78	155	▲77
和歌山県	和歌山市域	365	871	▲506

※上記「令和4年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。）を除く。）の数である。

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

附 則

本公示は、令和6年4月30日より適用する。

令和5年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。